

農林水産委員会

委員一覧（20名）

| | | | | | | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|---------------|
| 委員長 | 加治屋 義人 | (自民) | 国井 正幸 | (自民) | 岡崎 トミ子 | (民主) |
| 理事 | 岩城 光英 | (自民) | 小斎平 敏文 | (自民) | 前田 武志 | (民主) |
| 理事 | 常田 享詳 | (自民) | 段本 幸男 | (自民) | 松下 新平 | (民主) |
| 理事 | 主濱 了 | (民主) | 野村 哲郎 | (自民) | 福本 潤一 | (公明) |
| 理事 | 和田 ひろ子 | (民主) | 三浦 一水 | (自民) | 渡辺 孝男 | (公明) |
| | 岩永 浩美 | (自民) | 犬塚 直史 | (民主) | 紙 智子 | (共産) |
| | 岸 信夫 | (自民) | 小川 敏夫 | (民主) | | (19. 3. 8 現在) |

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出7件（うち本院先議2件）、衆議院提出2件（農林水産委員長）の合計9件であり、いずれも可決すべきものと決定した。

また、本委員会付託の請願6種類16件のうち、1種類1件が採択された。

〔法律案の審査〕

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案は、独立行政法人農林水産消費技術センター等3法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等2法人の統合を行うために必要な関係法律について、所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、法人の統廃合により期待される効果、立入検査など公権力を行使する組織の在り方、ポストドクターなど任期付研究者の待遇の在り方等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法律に基づき各種補助率等の加算措置が講じられる特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水事業をなお継続して実施するため、同法の有効期限を更に5年延長し、平成24年3月31日までとともに、同法律の題名の一部を漢字表記に改め、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」とするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

種苗法の一部を改正する法律案は、植物新品種の育成者権の適切な保護に資するため、育成者権を侵害された者の訴訟上の救済を円滑に図るための制度を充実させるとともに、育成者権の侵害に対する刑事罰の強化、虚偽の品種登録表示を禁止する措置等を講じようとするものである。

委員会では、育成者権侵害罪の罰則引上げの効果、アジア諸国における品種保護制

度の整備に向けた働きかけの必要性、DNA品種識別技術の開発の推進等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案は、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会両特殊法人の組織等を改正するとともに、近年、競馬の売上げが減少していることから、競馬事業の活性化措置を講じようとするものである。

委員会では、地方競馬の収支改善に向けた取組、北海道を中心とした馬産地振興の必要性、両法人の業務運営の在り方等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及びそれに沿った地方公共団体による活性化計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講じようとするものである。

委員会では、農山漁村活性化策における関係省庁との連携の状況、品目横断的経営安定対策との整合性、農地制度見直しの必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、水産資源の増大等を図るために、国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようになるとともに、漁港施設の機能の高度化を図るために、構造改革特別区域法に基づく漁港特区制度を全国において実施できるようにするための規定の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会では、沖合海域の資源悪化の原因、国が行う漁場整備による資源回復効果、次期漁港・漁場整備長期計画と離島をはじめとする中小漁港・漁村の整備方針、漁港施設の民間貸付けをめぐる対応状況等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案は、我が国の水産業が資源状況の悪化や生産構造の脆弱化等に陥っている状況にかんがみ、漁船漁業の構造改革の推進のために、沖合底びき網漁業等の指定漁業の許可等に関する要件の見直しを行うとともに、密漁等に対する罰則の強化及び漁業監督吏員の権限行使区域の見直し等の措置を行うものである。

委員会では、漁船漁業の構造改革への取組方針、試験研究又は新技術を有する者による指定漁業への新規参入の見通し、迅速かつ的確な密漁防止態勢の確立等の必要性について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合及び漁業信用基金協会等の組織及び事業の健全な運営を確保するため、漁協における

る組合員資格審査の徹底や、経営情報を開示すべき漁協の拡大等を図るとともに、基金協会への事業譲渡制度の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会では、漁協の経営再建に向けた国・県及び漁協系統組織の取組方針、基金協会への事業譲渡が債務者に及ぼす影響等について質疑が行われ、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案は、昭和43年に、九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還義務を負う債務者の多くが高齢化していること等を踏まえ、早期に、国への返済義務を免除できるようにするため、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定めようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

3月8日、平成19年度の農林水産行政の基本施策について、松岡農林水産大臣から所信を聴取するとともに、高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件及び米国産牛肉輸入問題に関する件について松岡農林水産大臣から報告を聴いた。また、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、配合飼料価格の動向見通しと穀物価格の高騰を受けた配合飼料価格安定制度の見直しの必要性、生乳需要の現状と需要拡大策等について質疑を行った。

3月15日、平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、品目横断的経営安定対策の規模要件の在り方、農地・水・環境保全向上対策による支援水準引き上げの必要性、国内自給率の確保策、鳥インフルエンザの発生農家や関連事業者に対する経営支援策と過去の補償実績、松岡農林水産大臣の政治資金問題等について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度農林水産省予算等の審査を行い、品目横断的経営安定対策に関する予算の積算根拠と規模要件等の考え方、食育推進の実績と今後の取組、バイオマス・エネルギーへの取組状況、国際的なマグロ漁獲規制の強化が国内消費に及ぼす影響、昨年のIWC総会及び今年2月のIWC正常化会合の結果と5月のIWC総会の見通し等について質疑を行った。

6月12日、農林水産に関する調査を議題とし、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に臨む赤城農林水産大臣の決意、担い手の育成・確保に向けた今後の取組、福島県沖で座礁した貨物船「ジェーン号」に関する国の対応、独立行政法人緑資源機構の廃止に向けた具体的な取組方針、農林水産省所管団体からなされた赤城農林水産大臣への献金と政治資金規制法との関係に対する大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年3月8日（木）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件について松岡農林水産大臣から所信を聴いた。
- 高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件及び米国産牛肉輸入問題に関する件について松岡農林水産大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 野村哲郎君（自民）、小斎平敏文君（自民）、和田ひろ子君（民主）、松下新平君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕 岩永浩美君（自民）、岸信夫君（自民）、主濱了君（民主）、松下新平君（民主）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年3月20日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
 - 平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
 - 平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について松岡農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕 野村哲郎君（自民）、和田ひろ子君（民主）、小川敏夫君（民主）、福本潤一君（公明）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年3月27日（火）（第4回）

- 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院

送付）について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、河合総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第5号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

- 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第7号）
(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長西川公也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月10日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、谷博之君（民主）、ツルネンマルティ君（民主）、
渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第45号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成19年4月19日（木）（第7回）

- 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月24日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、政府参考人及び参考人日本中央競馬会理事長高橋政行君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川勝也君（民主）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第64号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

○平成19年4月26日（木）（第9回）

- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（閣法第25号）

(衆議院送付)について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月8日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(閣法第25号)
(衆議院送付)について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕岩城光英君(自民)、段本幸男君(自民)、平野達男君(民主)、和田ひろ子君(民主)、谷博之君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第25号)賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成19年5月10日(木)(第11回)

- 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月22日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕常田享詳君(自民)、岩永浩美君(自民)、主濱了君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第26号)賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成19年5月24日(木)(第13回)

- 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月29日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)について若林国務大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君(自民)、小川勝也君(民主)、主濱了君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第70号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成19年5月31日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)について若林国務大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 野村哲郎君(自民)、和田ひろ子君(民主)、主濱了君(民主)、福本潤一君(公明)、山本保君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第71号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産

- カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(衆第35号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長西川公也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第35号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成19年6月12日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- WTO農業交渉及びEPA交渉に関する件、農林水産物輸出に関する件、米政策改革及び担い手の育成に関する件、福島県沖の貨物船ジェーン号座礁事故対策に関する件、地方公共団体の森林環境税等に関する件、独立行政法人緑資源機構問題に関する件、赤城農林水産大臣への政治献金に関する件等について赤城農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 常田享詳君(自民)、岩城光英君(自民)、野村哲郎君(自民)、芝博一君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)

○平成19年7月5日(木)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2015号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1437号外14件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案
(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人農林水産消費技術センター等3法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等2法人の統合のために、関係法律について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正

独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所を解散し、これらの業務を独立行政法人農林水産消費安全技術センターに承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定等の改正を行う。

二、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

独立行政法人林木育種センターを解散し、この業務を独立行政法人森林総合研究所に承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定の改正を行う。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案
(閣法第25号)

【要旨】

本法律案は、人口の減少、高齢化の進展等によりその活力が低下している農山漁村の活性化を図るために、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本方針を定めなければならないこととする。

二、都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画を作成することとする。
この活性化計画には、計画の区域、目標、その目標を達成するために必要な事業、計画期間等を記載することとする。

三、国は、都道府県又は市町村に対し、活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるることとする。

四、活性化計画に記載された施設の整備の円滑な実施を図るため、市町村が農林地等に係る所有権移転等促進計画を定め、その公告があったときは、計画に従って所有権の移転等が行われる措置等を講ずることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合 の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようになるとともに、漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域法に規定されている特定漁港施設に関する特例措置（漁港特区制度）を全国において実施するための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港整備に関する国と地方の役割分担の明確化

国が実施する漁港整備は、第三種漁港及び第四種漁港に係る事業に限ることとする。

2 国が実施する漁場整備事業の創設

イ 国は、我が国の排他的経済水域において、漁獲可能量等が定められている水産動植物であって、保護及び増養殖のための措置を緊急に講ずる必要があるものを対象とする漁場整備事業を実施することができることする。

ロ 農林水産大臣は、漁場整備事業に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことする。

ハ 国が特定漁港漁場整備事業のうち漁場整備事業を実施する場合には、国は、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができることとする。

3 漁港特区制度の全国展開

国又は地方公共団体は、行政財産である特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等）を、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に貸し付けることができることとする。

二、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

国の負担割合が嵩上げされる開発指定事業の対象に「漁場」を追加し、都道府県の財政力に応じて、国が実施する漁場整備事業に係る都道府県の負担を軽減することとする。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、植物の新品種の育成者権が知的財産権として定着し、品種登録件数等が増加する一方、侵害行為に対する十分な抑制が働くかない等の問題が発生している状況にかんがみ、特許法等の例にならい育成者権を適切に保護する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育成者権の侵害に対する訴訟上の救済措置を円滑に講ずるため、侵害物品の譲渡数量に、正規品の単位当たり利益の額を乗じた額を損害額と推定できること等の規定を整備

することとする。

- 二、育成者権侵害罪の罰則を、個人の場合は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人の場合は3億円以下の罰金に引き上げる等、所要の罰則規定を整備することとする。
- 三、登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その種苗に登録品種に係る旨の表示を付すように努めなければならないこととともに、登録品種でない種苗に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付すことを禁止することとする。
- 四、この法律は、平成19年12月1日から施行することとする。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要旨】

本法律案は、平成17年12月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の改革の方向性が示されたこと、近年の景気の低迷、国民の娯楽の多様化等に伴い、競馬の売上げが減少し、特に地方競馬の運営が大変厳しい状況にあることから、両法人の組織等の改正、競馬事業の活性化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方競馬全国協会を地方競馬主催者が主体となって運営する法人とし、重要事項の決定機関として地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を新たに設置するとともに、同協会の業務に競馬開催日程等競馬の開催に関し地方競馬主催者間の調整を行うこと等を新たに追加すること。
- 二、地方競馬主催者の事業収支を改善する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正するとともに、地方競馬主催者から地方競馬全国協会への交付金の交付を猶予できる期間を延長すること。
- 三、日本中央競馬会について、競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において、主務大臣の関与及び規制を緩和するとともに、経営に関する重要事項を決定する機関として、知見を有する者等から構成される経営委員会を新たに設置すること。
- 四、日本中央競馬会において、役員の不適切な職務執行により、業務の運営状況が悪化した場合等に、当該役員を解任できる仕組みを導入すること。
- 五、払戻に関する規制を緩和し、ファンサービスの一環として、競馬主催者の経営判断により、当分の間、通常の払戻金に一定の金額を上乗せして交付できることとすること。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、我が国の水産業が資源状況の悪化や生産構造の脆弱化等に陥っている状況にかんがみ、漁船漁業の構造改革の推進及び密漁等に対する漁業取締りの強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、指定漁業の許可等の要件の見直し

遠洋かつお・まぐろ漁業、沖合底びき網漁業等の指定漁業の許可等の要件として、当該漁業を営むに足りる経理的基礎を有することを追加することとする。

二、試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例

漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこととする。

三、農林水産省令等の違反に対する罰則の強化

農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備することとする。

四、漁業監督吏員の権限行使区域の見直し

司法警察員たる漁業監督吏員が農林水産大臣の許可を受けたときは、その属する都道府県の区域外における捜査活動ができることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

(閣法第71号)

【要旨】

本法律案は、近年における水産資源の減少や魚価の低迷等、漁業を取り巻く情勢の変化に対応し、漁業協同組合及び漁業信用基金協会等の組織、経営及び事業の健全性を確保する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水産業協同組合法の一部改正

1 漁業協同組合における組合員資格の審査の適正化

漁業協同組合（以下「漁協」という。）における組合員資格の審査が公平かつ適正に行われ、組合の自治が適正に機能するようにするために、組合員資格及びその審査の方法を定款に記載しなければならないこととする。

2 漁協及び漁業協同組合連合会の役員等の欠格事由の追加

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）を新たに追加することとする。

ロ 行政庁は、漁協及び漁業協同組合連合会の役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官等の意見を聴くことができることとともに、警察庁長官等は、行政庁が適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができることとする。

3 漁協等の経営情報の開示

原則としてすべての漁協等は、事業年度ごとに、事業部門別損益に関する書類を通常総会に提出するとともに、業務報告書を行政庁に提出しなければならないこととす

る。

4 共済事業の健全性の確保、共済契約条件の変更及び共済契約者の保護

- イ 漁協、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）が行う共済事業の健全性を確保するため、最低出資金制度、子会社等との取引規制、支払能力の充実状況に関する基準の設定、員外監事及び常勤監事の設置等についての規定を整備することとする。
- ロ 共済事業実施組合は、その業務又は財産の状況に照らし、共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁の承認を得て、契約条件の変更を行うことができることとする。
- ハ 共済契約者の保護のため、クーリング・オフ制度、不適正な推進行為の禁止等についての規定を整備することとする。

二、中小漁業融資保証法の一部改正

1 漁業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が負う保証債務の弁済能力の充実状況に関する基準を定め、その基準に基づく区分に応じ、監督上必要な命令をすることができるとする。

2 基金協会の会員資格の拡大

基金協会の個人会員資格である「年間90日以上の漁業従事」要件を廃止するとともに、業種別基金協会の会員資格として、漁協の子会社等を新たに追加することとする。

3 基金協会による事業の譲渡及び譲受け

基金協会は、総会の議決により、事業の全部の譲渡及び他の基金協会の事業の全部又は一部の譲受けを行うことができることとする。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に5年延長し、平成24年3月31日までとするとともに、同法の題名を「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改めるものである。

【附帯決議】

特殊土壤地帯対策は、今まで半世紀以上にわたり、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興を目的として実施してきた。しかしながら、地球温暖化が原因と疑われる昨今の台風等による大雨災害に見られるように、甚大な自然災害が多発していること、農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、特殊土壤地帯においても地域の特色を生かした競争力のある農業振興を図る必要があることなど、いまだに対応すべき多くの課題に直面していることから、慎重に検討の結果、今般、本委員会は、「特殊土じょう地帯災害防除及び

振興臨時措置法」の有効期限を5年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壌地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

一 今後5年以内に、近年における集中豪雨・台風の来襲頻度、土砂災害の発生状況等を勘案して、特殊土壌地帯の指定の在り方、特殊土壌地帯対策の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、対策の実施期間を含め必要な見直しを検討すること。

右決議する。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

(衆第35号)

【要旨】

本法律案は、昭和43年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及びその債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにしてることの緊要性にかんがみ、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、歳入徴収官等は、国の債権の管理等に関する法律第32条第1項の規定にかかわらず、カネミ油症事件関係仮払金返還債権について、当該債権の債務者がこの法律で定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。
- 二、一の適用に当たっては、債務者の置かれている状況に配慮する。
- 三、租税その他の公課は、一による免除を受けた場合における経済的利益を標準として課することができない。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。